

清涼飲料水・ミネラルウォーター類の 規格基準が改正されました

以前の規格基準が適用できるのは・・・

平成27年12月31日までに製造・輸入されたものまで！

平成28年1月1日以降に製造・輸入されたもの
には・・・

改正後の規格基準が適用されます！！

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌あり) 成分規格検査

一般規格 3項目

個別規格 39項目


料金 14万円(税別)

納期 10営業日

早めの検査をお勧めします

お問い合わせは

ISO9001認証取得・ISO27001認証取得 厚生労働省登録 食品検査機関・水質検査機関

 一般財団法人 石川県予防医学協会
環境検査部

TEL(076)269-2344(直通)

〒920-0365 金沢市神野町東115番地
(金沢西インターすぐそば)

<http://www.yobouigaku.jp/>

FAX(076)269-2391